全面緊急事態(15条)指示文および公示文

全面緊急事態(15条)

訓練

指 示

平成28年8月27日9時00分

内閣総理大臣 安倍 晋三

関西電力株式会社高浜発電所3号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

- ・関西電力株式会社高浜発電所からPAZ圏内の福井県高浜町青郷地区、内浦地区の全区、高浜地区のうち岩神、紫水ケ丘を除く全区及び京都府舞鶴市松尾地区、杉山地区、PAZ圏に準じた避難を行う地域の京都府舞鶴市大山地区、由井地区、成生地区、野原地区の住民は、安定ョウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。
- ・関西電力株式会社高浜発電所からUPZ圏内の福井県高浜町、おおい町、小浜市、 もかまちょう。 若狭町、京都府舞鶴市、福知山市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町及 び滋賀県高島市の住民等は、屋内退避をすること。
- ・PAZ、PAZ圏に準じた避難を行う地域及びUPZの住民、一時滞在者その他公 私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

全面緊急事態(15条)

訓練

公 示

| 1. 緊急事態応急対策を 実施すべき区域 2. 原子力緊急事態の概 | 福井県高浜町、おおい町、小浜市、若狭町 京都府舞鶴市、福知山市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹 波町、伊根町 滋賀県高島市 緊急事態該当事象発生日時 平成28年8月27日8時 |
|---|--|
| 2. 原丁刀系忌事態の慨要 | 衆志事態該国事象発生日時 平成28年8月27日8時40分 発生場所 関西電力株式会社高浜発電所3号機 放射線等の状況 排 気 筒 モ ニ タ ー の 値: 異常なし 発電所敷地周辺のモニタリングポストの値: 異常なし 被害状況 平成28年8月27日7時45分、外部電源が喪失し、また非常用炉心冷却装置の作動が必要となる原子炉 冷却材の漏洩事象が発生(原子力災害対策特別措置法第 10条通報事象発生) 平成28年8月27日8時40分、設備の故障等により、非常用炉心冷却装置による原子炉への注入不能(原子力災害対策特別措置法第 15条通報事象発生) 平成28年8月27日8時40分、設備の故障等により、非常用炉心冷却装置による原子炉への注入不能(原子力災害対策特別措置法第15条通報事象発生) |
| 3. 1. の区域内の居住 者等に対し周知させ るべき事項 | ・関西電力株式会社高浜発電所からPAZ圏内の福井県高 浜町青郷地区、内浦地区の全区、高浜地区のうち岩神、 紫水ヶ丘を除く全区及び京都府舞鶴市松尾地区、杉山地 区、PAZ圏に準じた避難を行う地域の京都府舞鶴市大 山、田井、成生、野原の各地区の住民は、安定ョウ素剤 の配布を受け服用し、避難すること。 ・福井県高浜町、おおい町、小浜市、若狭町、京都府舞鶴 市、福知山市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊 根町、滋賀県高島市のうち関西電力株式会社高浜発電所 のUPZの住民等は、屋内退避をすること。 ・PAZ、PAZ圏に準じた避難を行う地域及びUPZの 住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、 ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。 平成28年8月27日 9時00分 |

平成28年8月27日 9時00分

オフサイトセンターの運営状況(15条事象以降の会議等)





原子力緊急事 高浜地域の合同訓練の写真に差し替える

部合同会議傍聴(1108 1540)





第1回合同対策協議会(1108 1605)